

日程第1 一般質問

4番 鈴木絹子

- (1) 日本で唯一のアンフォルメル中川村美術館のこれからを確かなものに
- (2) 就学援助費の入学準備金を3月以前に支給することについて
- (3) 時報・サイレンについて

1番 高橋昭夫

- (1) 行政改革 各種委員会・審議会等のあり方、見直しについて
- (2) 地域伝統文化の伝承 職人をどう守るか

- 1番 高橋昭夫
- 2番
- 3番 松澤文昭
- 4番 鈴木絹子
- 5番 中塚礼次郎
- 6番 柳生仁
- 7番 小池厚
- 8番 大原孝芳
- 9番 村田豊
- 10番 山崎啓造

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	米山正克
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	井原伸子
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	小林好彦	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	松村順子

# 平成29年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成29年3月9日 午前9時00分 開議

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)  
ご参集ご苦労さまです。  
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。  
日程第1 一般質問を行います。  
通告順に発言を許します。  
4番 鈴木絹子議員。  
○4番 (鈴木 絹子) では、通告に従いまして3つの質問をしていきたいと思ひます。  
1問目「日本で唯一の中川村アンフォルメル美術館のこれからを確かなものに」①番です。来年2018年にアンフォルメル美術館は開館25周年を迎えます。四半世紀を迎えるこの年に記念行事の開催をすることについて村としての考えはおありでしょうか。まずお伺いしたいと思ひます。  
○教育長 平成5年の開館以来、記念行事としましては、平成6年に1周年記念、その後、5周年、10周年、20周年と行ってまいりました。それで、25周年は30周年につなぐ、その中規模の周年行事というふうには考えられるかと思ひます。四半世紀ということから、アンフォルメル中川村美術館開館当時の人々の熱意やアンフォルメル美術館の意義を思い起こせるような取り組みができたというふうには思ひます。企画展に開館25周年という冠をつけて、原点を想起できるような、そんな工夫や、また、鈴木崧自身にかかわる展示や講演等も考えられるかと思ひます。多くの人にアンフォルメル中川村美術館に来てもらえるように、管理組合の方と協力して考えていけるのではないかとこのように思っております。  
○4番 (鈴木 絹子) 私が初めて美術館を訪ねたとき、道順に行き、本当にあるのか不安に思ひながら進んでいくと、やがてあらわれた建物に、これが美術館の建物なのかと目を見張りました。山の中の木立の中のモダンな建物でした。アンフォルメルという言葉も知りませんでした。スタッフの案内で絵や建物のことがわかりました。時が経過して、今、アンフォルメル中川村美術館がここにあるということがこの上なくすばらしいことと私は思ひます。中川村の村民は、もっとこのことを自慢してほしいと思ひます。絵画の歴史のほんの短い期間ではありますが、新しい流れをつくった鈴木崧氏という画家が中川村を選んで住もうとしたこと、残念ながら事情で果たせなかつたけれども、選ばれた中川村に鈴木氏の絵画が収蔵品として保管され、美術館に展示されているのです。世界の絵画史上アンフォルメルと呼ばれる芸術的な価値とともに、近年では市場的な価値も高い作品が多いということ。中川村にしかないとい

いう希少価値、まさに貴重な財産と思ひます。このことを広く周知することが求められていると思ひます。記念行事を行うことで中川村村外に大きく宣伝する機会にできると思ひます。

管理組合の運営ということで、小さな修理等は管理組合で行っているということですが、②番④番については大きなことと考えるので質問します。

②番、美術館は、絵もさることながら、本館アトリエとシンボルタワー棟、建築家・毛綱毅曠による設計のすばらしさもあり、建物を見に来る専門家も多いということ。設立当初の姿を維持するために大小の修繕を重ねていく予算が必要です。あわせて、展示室の絵画を保護するために空調機が必要ですが、今あるのは古く、電気代が高過ぎてとめてあるということ。新しい空調機で電気代の少なくて済むものへの移行も考えたい。この2つの予算的なことでの考えをお伺いしたいと思ひます。

○教育長 ご指摘のとおり、建物のすべてが毛綱毅曠氏の建築家の芸術性の表現でありまして、建物を中心に美術館を訪れる建築にかかわる方や学生さんもおられます。そういうわけで、建物は特殊な構造もありまして、雨漏りもするとか、また、修繕には引き続き手をかけていく必要があります。また、鉄骨部分の色彩等についても、建築当時の色合いを保つには苦慮をすることがあります。

それから、絵画の剥落やカビを防ぐための空調設備でありますけれども、ご指摘のとおり、開館当時の設備は大変電気料を食うものでありまして、維持が大変でありますので、現在は使用していないということ。かわりに小型の除湿器で補っております。絵画の状態については、これから管理組合で収蔵作品の確認に取り組んでいただけるということで、絵画の剥落やカビについても点検をしていただき、状況を把握して対応を考えなければというふうには思ひます。

○4番 (鈴木 絹子) ④番で収蔵品の点検、修復についてお伺いしようと思ひましたが、今答えていただきましたので③番に行きます。

周辺環境の整備については、管理組合及び美里の方々の協力で毎年行われているわけですが、大きくなり過ぎた樹木は美術館から臨んだ中央アルプスを隠してしまうものが多く、管理組合では手におえない部分もあります。美里地区の理解と協力で何とかなるものかどうか、管理組合に委ねられるものかどうか。この点についてお伺いしたいと思ひます。

○教育長 美術館周辺の樹木につきましては、どんどん大きくなりますので、年次計画的に伐採をして美術館からの展望がある程度開けるように取り組んでいるところです。県道から、それから県道から美術館への道路につきましては、道路脇の張り出している支障枝を美里地区の皆さんが除去をしてくださったり、また除雪等には大変協力をいただいております、ありがたいというふうには思っております。美里地区の皆さんとの懇談をお願いして協力を求めていきたいというふうには思っております。

○4番 (鈴木 絹子) ぜひ美里の方々の大きな理解と協力をお願いしたいと思ひます。次、5番目です。来館者を増やすことを目指して村としての援助の仕方はあるかという点です。

近年の来館者は確実に増えています。開館2年目には2,435人を数えましたが、その後は1,000人台が2年ほど、700人台、500人台、400、300人と、それを前後しながら低迷してきましたが、平成23年からは1,000人を超え、毎年増え続け、28年には1,921人でした。管理組合の一方ならぬ努力でイベントやアトリエ企画展を展開してきたことと教育委員会や地域の皆さんのご理解、ご協力のおかげと思います。今後も現代美術館としての企画展、地元の作家の発表する機会、建築と景観を生かしたイベント等、活発に行い、来館者のさらなる増加を目指していますが、村として援助する方策はありますか。お伺いします。

○教育長

来館してくださる方の年次変化を見ますと、今お話のあったとおりでありまして、開館1周年のときが一番多くて、平成6年度2,435人ということでありまして。その後は数百人の規模が続いてきました。平成23年からは管理組合のメンバーの方々の努力によりまして1,000人を上回ってきております。今年度は特に村内のワインさんの作品等の企画展もありましたことで1,921人というふう到大勢の来館をいただくことができました。

今後は、それらの企画展や、また地元の作家の皆さんの発表する機会も設けて、建築と景観を生かしたイベントも企画しながら、来館の方々を引きつける工夫をできるのではないかとこのように思います。

しかしながら、中心は何といたしましても鈴木<sup>たかし</sup>のアンフォルメル中川村美術館でありますので、周年行事で原点に立ち返りながら、多くの方に訪れていただき、作品を見ていただけるようにしていくことが大切だということに思っております。

○4番

(鈴木 絹子) 初めのところで申し上げたんですけれども、アンフォルメル中川村美術館を広く知らせていくということで、例えばアンフォルメル中川村美術館のチラシの配布を広域へ村からしていただくとか、振興課での中川の産物の紹介とともに中川村美術館の紹介をしていただくとか、図書館だよりのような美術館便りを発行する、学校教育の中で取り上げる、例えば夏休みに美術館に行ってみようとか、そういうようなものを村で取り組むということについてはいかがでしょうか。

○教育長

具体的な提案もいただきましたので、考えてまいりたいというふうに思います。

○4番

(鈴木 絹子) 日本で唯一のアンフォルメル中川村美術館を村の自慢の財産として確かなものにしていくために、質問したことや答弁いただいたことをあわせて考え、予算の増額を提言したいと思います。予算については、計画的に増額していただいて、美術館をしっかり維持していけるようにと考えます。

では2問目に移ります。

「就学支援金の入学準備金を3月以前に支給することについて」

初めに字句の訂正をします。「就学支援金」ではなく「就学援助費」が正式名です。「就学援助費の入学準備金」と訂正します。

子どもの貧困問題が国の大きな課題になっている中、全国各地でこの就学支援のあり方が論議され、変わってきています。

12月議会でも同じ問題で質問し、制度上の難しさを答弁いただきましたが、3ヶ月

経過する中で、今言いましたように全国で刻々と変化が見られ、どうしても中川村で実施していただきたく、再度質問するものです。

就学援助の入学準備金の支給時期について、朝日新聞は2月4日付で全国で約80市町村が入学前に変更していたと報道しています。北海道では8市15町に、東京都内の区や市では広がり大きく、10自治体から19自治体へととなりました。

神奈川県大和市では中学生の入学準備金の支給時期を入学後の8月だったものから入学前の12月に変更し、既に実行しています。支給要件としては、市内に居住し、就学援助の認定を受けている小学6年生の保護者、新年度4月に市内中学校または県立中等教育学校に入学予定の人ということです。

長野県内での状況は、12月議会において「池田町では中学校入学準備金の3月支給の準備を進めている。」と答弁があり、小学校の入学準備金支給については「保育料決定の情報を税務係等から得て、入学準備金の支給対象が決定すれば3月に支給できる。」とし、3月支給は可能との見解を示しました。また、入学準備金の増額について「国の増額状況を見て来年度予算で検討する。」と答えました。

長野市でも「事前支給は難しい。」としていましたが、国からの通達もあり「大切な視点であり、前向きに考えたい。」と大きくかじが切られました。

上伊那郡内では、南箕輪村で本年2月から就学援助の要件に該当する場合、就学援助の入学準備資金を入学前に借りることができる制度を設けました。金額としては小学校で5万円、中学校で10万円、別途返済方法の項目があります。

子育て支援策として子育て世帯の経済的支援と教育の機会均等を保障するために、中川村においても早急に前向きな検討をするよう求めるものですが、村としてはどうお考えでしょうか。お伺いします。

○教育次長

それでは私のほうから答弁させていただきます。

ご質問の中に、先にですね、村では子どもの貧困はどのように捉えているかということがありましたので、村の捉え方についてまず申し上げて、あと、3月支給のことについてお答えを申し上げたいと思います。

子どもの貧困についての捉えの状況でありますけれども、村内の子どもの貧困の状況については、現状は把握しておりません。

しかし、全体的には、平成28年3月に長野県子どもの貧困対策推進計画、こういった計画が長野県では策定がされています。この推進期間ですが、28年度29年度の2カ年の計画でございます。この中で子どもの貧困の現状を次のように述べています。全国の状況ですけれども、「全国の子どもの貧困率は上昇傾向にあり、約6人に1人の子どもが貧困の状況にある。」ということでもあります。これは24年度の全国平均16.3%ということでもあります。「特に大人ひとりで子どもを養育している家庭」つまり母子・父子家庭かと思っておりますけれども、「家庭の貧困率が高い。」これについては平成24年の状況で54.6%、全国の統計の状況です。2つ目として、経済的に厳しい状況に置かれた子どもの状況として、長野県、「本県の生活保護率や就学援助制度の対象となる要保護・準要保護児童生徒の割合は全国と比べて低い状況にある。」長野県では全国に比べ

て低い状況にあるけれども、年々上昇傾向にあるというふうに現状を記載しております。3つ目として、困難を抱える家庭や子どもの状況として県内のひとり親家庭の数についてですが、「母子家庭、父子家庭ともに増加傾向にあります。県内のひとり親家庭は、平成27年6月1日現在、母子家庭が2万3,630世帯、父子家庭が3,216世帯、それぞれ全世帯に占める割合が2.9%、0.9%となっており、世帯数、構成比とも増加傾向にある。」と述べております。今申し上げたのは県内の状況であります、中川村においても傾向は同様と捉えることができるかと思っております。

ご質問のありました3月支給の前倒しという村の考えであります、12月議会でご質問をいただいております。それ以降、鈴木議員さん申されたように、南箕輪村のほうで、就学援助の前倒しではありませんが、小中学校入学準備金の貸付制度を新たにこの2月から始めております。南箕輪村のホームページにも記載がされておまして、私も見ました。貸付限度額については、申されましたように小学校が5万円、中学校が10万円、貸付日については入学式前の3月15日、来週ということでホームページのほうへ載っております。対象については、平成29年来月4月に村内の小中学校に入学予定の子どもの保護者でありまして、申請時点の2月、先月ですけれども、就学援助の要件に該当する場合、入学準備金の貸し付けを行うという内容でございます。その後、4月以降、来月ですが、本来の就学援助の申請を行い、昨年度所得をもとに支給要件の審査が再度行われ、就学援助の認定となった場合には、その就学援助費が入学準備資金の返済に充てられることとなります。結果として入学準備金が就学援助費の前倒し支給のようになるわけであり、支給要件の審査の結果、外れる場合もあるわけですが、借りた入学準備金を12ヶ月以内に自己資金により返済することが必要となるわけであり、このように郡内では南箕輪村が入学準備資金制度を始めたことから、駒ヶ根市、飯島町でも来年3月に向けて検討を始めるということ聞いております。

中川村におきましても伊南管内の市町村と足並みをそろえて実施の方向で今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4 番 (鈴木 絹子) いろいろな子育て支援のある中で、ありがたい制度です。全国では小さい自治体ほど制度そのものが周知されていないところもあると聞いています。中川村では取り組んでいただいているということの評価したいと思います。

貧困の実態に合っていない金額ということで国の基準が上げられたことはよいことと思っておりますが、自治体の一般財源から、準要保護のこの就学支援については自治体の一般財源から出していること、国からの補助金が全くないことは残念なことで、補助金をつけるもとの制度に戻すべきと私は考えています。

先ほど全国、長野の貧困の状態ってということで示していただいたんですけれども、中川村もそれに準ずるものだろうということでした。内容としては、非常につかみづらい内容であります、見た目の生活状況や生活態度、言動の変化、提出物のおくれや乱れ、購入品の代金の支払い状態など、貧困からの信号として見られるものではな

いかと考えます。事細かに調べるというものではないと思っておりますけれども、いろいろな事情で経済的な余裕がなくて子どもがづらい思いを重ねることがないように、ぜひ今後とも手厚い援助を行政として続けていっていただきたく思います。

前向きな検討をしていただけるということで、期待したいと思います。入学準備で必要な時期に支援の必要な人にきちんと支払われることは、本当にありがたいことと思っております。

では、次に3問目「時報・サイレンについての提案」に行きたいと思っております。

村内でスピーカーから聞こえてくる時どきの時報は、新しい朝の訪れを知らせ、一日の時間の流れを知らせ、いいなあと思っております。いわれとか規則があるかと伺ったところ、そういうものはなく、防災無線放送が機能するかどうかを確認するものということでした。朝の7時は「エーデルワイス」の曲、11時半、3時はチャイム、6時は「夕焼け小焼け」の曲ですが、それに加えて10時の時報を鳴らすことを提案したいと思います。

中川村では、シルバー人材センターに116人の登録があり、実質稼働率は80%~90%だそうです。高齢者の就労と福祉の立場から設立された組織ですが、近隣市町村の中では一番の組織率であり、元気に働ける高齢者の割合が多いということになります。戸外での農作業の従事者があるということは、依頼する農業者がいるということ、シルバーに依頼せずに個人的に依頼したり家族で行ったりして農作業をする人が大勢いるということです。野の作業では、ずっと体を動かしての仕事で、10時3時のお茶時間は体を休めてほっとするひととき、ちょっと小腹もすいて、お菓子をつまみ水分を補給する時間です。10時に時報が鳴ることで、農作業中の人が「さあ一服するか。」と一休みをする目安、お知らせになるわけです。

村として10時の時報についての見解はいかがなものでしょうか。お伺います。

○総務課長

質問にありましたように、現在、村の行政無線を通じて1日4回音楽を流しておりますけれども、正確には、お話にありましたように防災無線の定時放送という位置づけになっております。防災無線は、昭和54年8月に東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受けまして、昭和63年にアナログ式の防災行政無線として整備をしたものでございます。その際に現在の1日4回の提示放送が行われるようになったと思っております。それで、きちんと放送が流れるということを確認する意味での定時放送ということでございますけれども、住民の皆さんにとりましては、時報といいますか、時間の合図のように聞いているというのが実際のところじゃないかというふうに思います。

また、加えていいますと、曲目につきましては、平成20年度から21年度にかけてアナログからデジタル化にしましたが、その際に現在の曲目に変更しております。

それで、これまでに鳴らす回数を増やしてほしいとか、農家の皆さんも含めてですが、とか、あるいは時間を変更してほしいといった要望はいただいておりません。その一方で、聞こえないとか、あるいは反対にうるさいというような苦情が寄せられてはおります。そういったことを考えますと、回数を増やすということは、現状では考

えられないなあというふうに思っております。

○4 番 (鈴木 絹子) 私は、中川村に移住する前の仕事では10時3時のものは体験していません。しかし、子どものころに田植えや稲刈りなどの農繁期には親戚やそれに類する人を頼んで必ず10時3時の小休憩で団子や漬物、飲み物が用意されていました。残ると子どもたちにももらえたので、それが楽しみだったことを覚えています。どこの地域でも多かれ少なかれこれに準じた形での小休憩があるようです。とりわけ信州は、お茶にお菓子どころではなく、漬物、煮物と食事かと思うほどのお茶請けが出されて、私はびっくりしたものです。

農作業に限らず、力仕事をする人にとって10時3時は心と体が次の仕事へリセットするときでもあり、とても理にかなったものであると考えるものです。例えば道路工事の人や大工さんも10時3時の小休憩をしています。

必要か必要でないかということでは、答えはいろいろで、どうしてもということにはならないかもしれません。

また、先ほど言われたように鐘の音や曲の音が生活上困るとい声があるということも伺いました。時計を見ればいいかもしれませんが、腕時計や携帯電話を取り出して見るのは作業の中段にもなり、なかなか厄介なものです。

基幹産業は農業という中川村の中川村らしさとは何か、のどかな山間の田園風景があり、その中に農作業をしている人が大勢いるということです。大きく言えば日本を支えていることでもあるわけです。

「中川村って何がいいと思うか。」と聞かれたある人が「村っていうのがいい。」と答えたそうです。私もこの話を聞いて同感しました。それで、市とか町とかの定義がどんなものかということで調べてみたら、市は5万人以上で市街地に6割以上に人が住む、6割以上の人が勤労者であるというようなことが書いてありました。町についてもそれに準ずる規定があります。村についてはないということで、その要件、規定要件は各都道府県により違いがあるそうです。ただ、一度町とか市になると、要件が外れてもそのままということだそうです。村には戻れないとあります。ですから、この村であることが重要だと私は思います。

日本で最も美しい村連合にも名を連ねていて、オンリーワンを目指している我が中川村の魅力を発信するためにも、10時の時報を再度考えていただきたいと提案します。サラリーマンと違う働き方、昔々からの大地を守り、食をつくり、つなぐという働き方を大事にすることとあわせて考えていただきたい。「中川村は10時と3時に時報が鳴るんだよ。」と観光客からも称賛されるのではないかと私は思います。ぜひ検討の余地を今後の中で考えていっていただきたいと思います。オールシーズンではなくても、春、夏、秋の3シーズンとか、5月から11月までとか、期間限定でも鳴らせるように前向きな検討を進めていただきたいものです。いかがでしょうか。

○総務課長 提案として受けとめさせていただき、また行政防災無線の関係の検討もありますので、検討はさせていただきますけれども、先ほど申し上げましたように、いろんなご意見の方もいらっしゃると思いますので、すぐ実現するというふうにはならないかなと思

ますけれども、いずれにしろ、そういうご提案ということで受けとめさせていただくということをお願いいたします。

○4 番 (鈴木 絹子) もう一つですが、不戦の誓いを掲げる村として、平和の思いを示すのに、その時間に黙祷のサイレンを鳴らすことを提案したいと思います。これは市町村によってもいろいろなようですが、8月6日8時15分、8月9日11時2分、原爆という悲劇を繰り返さない誓い、8月15日12時0分、戦没者を追悼し平和を祈念する日としてサイレンによる黙祷をすることを中川村として行うよう考えるものですが、村としての考えはいかがなものでしょうか。お伺いいたします。

○総務課長 不戦の誓いということにつきましては、具体的に不戦の誓いという宣言をしたりとかしておりませんが、村長が折に触れて、そういった趣旨のことは申し上げているのかなあというふうに思います。

具体的には、非核平和都市宣言ということで、これは昭和59年に議会のほうで宣言をしております。また、日本非核宣言自治体協議会というものがございます、中川村はそれに加盟をしております。

こうした状況の中でありまして、今まで放送とか、あるいはサイレン等を流すといった行動は起こしてきていないというのが実情でございます。何らかの意思表示ということは必要かなあとは思いますが、先ほどの時報のこともございますので、黙祷のサイレンを鳴らすということは、今の時点では考えておりません。

○4 番 (鈴木 絹子) さきの10時の時報とあわせて、また検討される機会がありますよう要望して、3つの質問をこれで終わります。

○議長 これで鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

次に1番 高橋昭夫議員。

○1 番 (高橋 昭夫) 私は、さきに通告をいたしました2点ということで質問をさせていただきますが、それ前に、村長が就任をされて12年が経過すると、この今回の一般質問の最後ということで、議会を、最後の議会を終えられるということの心境はいかばかりかと、こう思います。私も本当に最後の質問ですけれども、まことに感慨無量のものがあります。それは、村長になられる一年前に飯田において、これは県の企画だと思っております、創業塾という塾がありました。週2回。そして10回ほどの、これは飯田の勤労者福祉センターか、ちょっと会場はわかりませんが、曾我村長、曾我さん、当時ですね、曾我さんともに車にお世話になり通ったことを、大変きのうのこのように思います。そして、もう12年が経過をすると、本当にこれも長かったか短かったか、苦労あるいは感激、さまざまをお持ちのことと思います。その後ひょんなことから曾我さんは村長になられ、曾我村長、これがスタートをし、私もひょんなことで夢にも見なかった議員として、その立場になり、こういう一般質問等で、こんなに言わなくてもいいんじゃないかと私自身は思いもあつたりしたんですけれども、立場を重く見て、言わなければならないことは言わなければいけないと、こういうような思いでやったということでもあります。いずれにしましても、冒頭申しましたように12年が経過をし、この自立の中川村と、これを本当に実践されたと、この評価とい

うものは、村民は大きく受けとめられたんではないかと思えます。改めて、まあ重要、その詰めというのはこれからだと思えますけれども、本当にご苦労さまでしたと申し上げたいと思えます。

さて、この私のきょうの通告をいたしました「行政改革 各種委員会、審議会などのあり方、見直しについて」ということで、これは、曾我村長村政はもう終わるわけでありすけれども、この振り返るといことが次期村長、村政において大変重要なあと、こう思いますので、あえて振り返りの質問を、所管をお伺いしたいと、こう思います。

今から6年前上伊那郡内のある町が町長の諮問、これは町の行政経営委員会です。町民公募の中で10人ということで構成をされ、町の審議会や委員会のあり方について統廃合などの見直しを行いました。課のあり方なども検討されたかと思えます。その答申を見ると、48組織のうち継続評価が、これ半分以下ということになりますけれども21、統合としたのが19組織、同様分野の再編が3組織、廃止というのが8組織を挙げました。4ヶ月の期間を経る見直し着手では、各委員会や審議会の目的と構成、開催実績を調べ、必要性を継続、統合、廃止の3段階で評価をしています。そして、事務の簡素化によるコストの削減、委員の負担軽減、報酬の抑制のための見直しを答申として求めたということでもあります。

中川村におきましては、私は、この現状の委員会あるいは審議会、協議会等々の組織に全く違和感がないんでありますが、こうしたこれらの例を見ると、やはり5年か10年かわかりませんが、その状況把握の判断がありますけれども、何かこう見直しをしてみるとということによってですね、みんなが考える、先ほど申しましたように町民公募ということでもありますから、中川村の場合は村民公募という形だとは思いますが、そうした視点を変えるというか、発想転換というものは、年年に芽吹くものがありますから、そういう中に洗い直しじゃありませんけれども、見直しをするということが大変大事じゃないかと、こう思います。

曾我村政の経過を振り返るといことで、それではお聞きをいたしますが、村の各種委員会などの組織状況、これは例規がありますので、これを最初に語っておきたいと思えますけれども、委員会が25、審議会13、協議会13が主で、いずれの組織も規約に基づき、特別な議題がなければ継続、必要議題が生じれば新組織を構成、要請がなければ大体年1回のパターンと、こんなように私は思っておりますけれども、まず中川村の現組織数、どんな状況かをお聞きしたいと思えます。

○総務課長 　　ただいま委員会等の数を言われましたけれども、一応こちらのほうで確認をしたところ、現組織数、委員会が24、審議会が12、審査会が2、協議会が10、会議、いろいろの何々会議という会議が6ということで、合計54あるというふうに思えます。

○1 番 　　（高橋 昭夫） 中川村の行政改革推進委員会というのがありますけれども、条例によれば「社会経済情勢の変化に対応して効率的な村政実現のため、村長の諮問によって改革委員会が開催される。」とあります。昨年開かれておりません。その後という形も、私はちょっとあんまり意識しなかったんですけど、こういった総体見直しと

いう形のものがあったか否や、なかったようにちょっと思うんですけども、中川村での過去の見直しというものはどう図られてきたのか、改善を図ってきたのか、その辺をお聞きしたいと思えます。

○総務課長 　　行政改革推進委員会というものにつきましては、設立、設置からの経過がございます。それで、この委員会につきましては、条例で定められておりますけれども、昭和60年に制定されたものであります。これは当時の国の行政改革方針に対応するものであります。中川村における行政改革ということで、この条例ができて以降、改革に取り組んだわけでございますが、昭和61年に第1次行政改革大綱、中川村の行政改革大綱を策定をいたしました。平成8年には第2次の行政改革大綱を策定しております。そして、さらに平成10年には第2次行政改革大綱の見直し策定、平成15年には第3次行政改革大綱を策定し、その都度、その大綱に基づいて中川村の行政改革を進め、事務事業や組織簡素・合理化に取り組んできたところでございます。この間、地方分権推進法や地方分権一括法が制定をされまして、地方自治体には常に新しい視点に立って不断に行政改革に取り組んで、その体制を刷新していくことが求められてきていたわけでございます。そして、さらに第3次の行政改革大綱の期間の中間年でありました平成17年度に行政改革推進のための具体的な取り組みを集中的に実施するというので、平成17年度から21年度までの5年間、具体的な取り組みを明示しました中川村集中改革プランというものを策定しまして、取り組みが進められてきたということでございます。この集中改革プランによりまして20数年にわたる行政改革というものが仕上げの段階に入ったというふうに言えるというふうに思えます。それで、この期間、集中改革プランの期間が終わりました平成22年度以降につきましても、集中改革プランの基本方針でありました行政と住民の協働による村づくり、あるいは住民の視点に立った行政サービスの見直し、さらには効率的、計画的な行財政運営といった考え方に基いて行政が進められてきたということでございます。したがって、委員会がここ何年かは開かれていないという状況もございすけれども、30年にわたる行政改革の取り組みの中で不断の改革は今も続いているというふうに理解をしているところでございます。

○1 番 　　（高橋 昭夫） 見直しが行われていると、こういうことで、ある程度納得をいたしましたけれども、村長が就任をされた村民への村長就任のあいさつというのがありますけれども、これを見ますと、職場について「誰もが問題点、改善点を提起をし、みんな仕事をよくしていく。」と、「柔軟で活気のある職場にしていきたい。長期的な村民利益を判断基準として、制度や仕組みを改変するなど、頑張ろうとする村民が頑張りがやすくなり、頑張りを実感できるようにしていきたい。」という、そういう決意を述べられたわけでありす。今その点を振りかえられてどんな思い、感想と申しますか、ありましたらお聞きしたいと思えます。現実は大変だったと思えますけど。

○村 長 　　通告になかったので、今いただいたそのままの感想でしか、すみませんけれども、そういう志では、できた部分もあるし、もちろん思いどおり100%できたとも思いませんし、できた部分もあるし、不十分なところも多々あったなというふうな気持ちで

おります。今後ますますですね、新村長のもとでいい村になっていくことを本当に心から祈念をするところでございます。

○1 番 (高橋 昭夫) 見直しと、その何ていいますか、新規な組織というようなものも考えられるかと思えますけれども、私、こうちょっと思うときに、私なりに思うのは、企業立地促進法に基づく企業誘致推進協議会というようなものだとか、リニアの活用というの、きのうもお話が出ておりましたけれども、これは推進協議会、今、対策協議会と言われますが、これに対して、先をとというような形の私もお話をお聞きした折に、こういう中で何でもあったら聞かせてくれと、こういうあれがありました、リニアの反対といいますか、そういう意味合いを持たれた皆さんも多い中においては、あすを語るということは、ちょっと私は心的に不可能ではないかというか、新規な新たな前向きな一同を公募して、またその幕を広げると、こういうことも大事なあというような、そんなめぐらしがありました。そうしたことも次期において大いに検討して進んで進んでいただきたいと思います、こう思います。

もう一つでありますけれども、2年前に伊那市役所を訪れた北川元三重県知事ですが、行政に対して、この伊那に来た折のお話の中で中央省庁の所管に引きずられた縦割り意識を職員の最大の欠陥と指摘をされ、目指す地域の確立には、地域特性を生かし、従来の意識の枠を超えて全員が目的を共有し協力する努力が必要だと訴えられました。この中に加えて発想の転換、視点を変えるというか、変えてみるということは大変重要な、何でもそうですけれども、そんなことを言われたわけだし、そう思いますが、村のこの縦割りという、これはいろいろに問われるというか、耳にするものであります。縦割りの解消の導入というものは、現実難しいものか、その必要性を感じられなかったか、その辺をお聞きしたいと思います。

○副 村 長 それでは、私のほうから組織の縦割り解消の導入と、また村の現状ということでお答えをしたいと思います。そもそも行政の組織と申すのは、今さら申し上げるわけでもありませんけど、業務、組織の効率化を図るために、福祉とか建設といった分野ごと、さらにその機能ごとに組織が構成された組織構造ということになっておまして、いわゆるピラミッド構造で、批判的な言葉として言われるところの縦割り組織であります。効率的、専門的、また責任の所在等を明らかにするために必要な形態かなあというふうに思っております。

村の現状でありますけれども、村では、村長部局につきましては、御承知のとおり村長の事務を分掌するために中川村課設置条例でそれぞれで課の設置を行いまして、さらに組織規則で各係の行う事務分掌を明確にしている状況であります。

教育委員会では、教育委員会事務局組織規則で係の設置と事務分掌を定めてあります。

社会一般で言われます問題としまして、縦割り行政の弊害という部分ではないかなあというふうに思うところあります。部署間の連絡がとれないとか、重複したことをやっているとか、また責任のなすりつけ合いやたらい回しなどにしているなどと言われることにあるかと思いますが、村では、所管が決まっている通常の事務の処理

におきましても、それぞれの課に影響する事柄でありますとか、将来にわたる影響が考えられるものにつきましては、それぞれ合議を行いまして、相互に連携して事務を行っております。

さらに、部署間の連携ということにつきましては、通告書にも一部書いていただいておりますけど、事業調整会議規定に基づきまして、2つ以上の課に関係して特別または臨時的な事務を処理する場合、事業調整会議を設置して処理しております。

それから重複した事業ということにつきましては、村ではもともと目的を処理する部署が1つなのでありまして、重複したことをすることはありませんし、財政的な面からも予算編成時において事業の内容を確認しております、重複計上の事業はありません。

行政すべてについて知っている職員は皆無でございます。問い合わせのあります事柄や相談事項、それに対応する部署については、その都度案内をして対応をしております、たらい回しにすることは無いというふうに思っております。

住民福祉の増進を図るという目的意識は従来どおりであります。

縦割り組織の解消についてということでお話がありましたが、単に課や係をなくすということだとしますと、やはり役割と責任の所在が曖昧になることから困難であろうかというふうに思います。

分掌事務の多い少ないによりまして課や係の整理統合を行ったり、新たに設置することは、これまでも行ってきております。曾我村政では、平成18年4月に教育委員会の4係を現在の2係制に、平成19年4月には建設課と水道課を統合しまして建設水道課に、平成24年4月には総務課5係を4係に整理をしてまいりました。また、平成26年4月では保健福祉課で課の中の業務の整理を行い、あわせて係の改称も行ってきております。その時々で必要に応じて機構の改革、変更を行ってまいりました。住民生活の向上を目指して、財政問題を含めまして、行政の効率化のために引き続き行っていくものというふうに思います。

議員、冒頭の通告で仰せのとおり、次の村政を担う方が現状とするのがいいのか、新たな組織体制とするのか、その時々の方針に沿って検討していただくのがよいのではないかというふうに考えるところであります。

○1 番 (高橋 昭夫) 何と申しますか、素人的になるかもしれませんが、人事異動でかえられる、3年あるいは1年という場合もありますし、4年っていう方もおいでになりますけれども、そうしますと、そういう皆さんは、その任を終えられての思いというものは大きいと思います。しかし、終わってからという形のものにつきましては、今度はそこに受けた新たな立場の人に干渉をしないといえますか、やはりがさがさあってはいけないと、こう思いますが、その素人的には、やはりそのやめられた方、例えば振興課におられた方がほかの課へ行かれたっていうようなときに、おいおい、これ、ああ違う、これはどう思うというか、何というか、そのやりとり、先ほどありましたように調整会議ではありませんけれども、そういうやりとりや庁内では気楽な意味での発言の行き来はあるかと思いますが、やはり、その任を終え

られて、次期の、あるいは前のつというような形の部分のものを、何ていうんですかねえ、やっぱし割り切って干渉しないとか、そういう部分が厚いんじゃないかと思うんですけども、それらを、私が思うのは、幾らかこう、改善じゃないですけども、もう少し解け合いをして、方向性とか、どういう形がいいのかわかりませんが、体験3年なりを次の終わってから、その何か生かすという形のこと、深みを増して、また新しい発想や企画性に——企画性とか、事業につながるんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺はどんなものでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○副 村 長 中川村の役場の組織におきましては、人事異動っていうのは宿命というふうには受けとめておっただけのかなあというふうに思います。逆に、それらの業務を生かすためにも、それぞれ3年ごとないし年数はちょっとばらばらでありますけど、異動をしていただき、その部署で仕事を覚えていただき、次のところへ行って生かす、また戻ってくることもあろうかと思えます。

職員間で解け合いがないようにお話がありましたけど、そういった部分はないというふうには私どもは受けとめております。

小さい自治体で、住民の皆さんが広く仕事を知っておっただけ職員がいることのほうが大切かなあというふうには中川村の場合は思うところあります。ただ、最近では専門的な仕事をというか、専門的に行わなければならない業務が求められておまして、それらについては職能的な皆さんもいらっしゃいますけど、そうでない一般の事務の方々については、広く業務に携わっていただき、それぞれの部署で研さんを積んでいただくということで人事異動等を行っているということになります。

○1 番 (高橋 昭夫) 現在、現在携わる人には、その道で専念しておりますから、余りとかやく言っちゃいけないとか、そういう部分を持つし、持たなきゃいけないのかなあという分野も何か感じましたのでお聞きしたと、こういうことであります。

社会教育委員会での、ちょっとこれ通告にありませんけれども、主事さんやなんかは1年で異動があるとか2年で異動があるとか、あるいは3年4年、3～4年が通常かと思えますけれども、そんな形があるかと思えます。この社会教育事業の活動というのは、文化団体連絡協議会など、事業の発展、継続もありますし、この改革というものをするという形が、そのネタが、そのおもしろくなる、やりがいがある、楽しみを見出すという形においては大変重要じゃあないかと、こう思います。求められると思えますけれども、この役員の確保や、あるいは人事異動が3年ぐらいいでかわってしまうということは、事業のその改革の機運というものがなかなか高まらない、1年目はまあこういうものかと知り、2年目はまあまあと、こういうちょっとありまして、いざこれから、ああこうかと、やってみようというチャレンジ的な意気がわいたときに人事異動という例が多いんじゃないかと、こう思います。私、前に提案したことがありますけれども、例えば、これは公民館の主事さんの場合のことですけれども、主事を3年なり体験するとか、その後、代々かわっていきますし、主事をOBで退職されちゃうと、また門外になるのかもしれませんが、松本の社会教育、議員

で視察に、研修に参りました折に、その松本市におきましては、社会教育の云々でこういうことをやっているんだというお話をお聞きしたのは、今までやった公民館の主事の人たちの退任した人たちの知恵を仰ぐとか、そういうような形で、先ほど縦割りつちゅうか、そのこうでっていうじゃなくて、おいちょっと集まってくれというのが先ほどの調整会議にも当たるのかもしれませんが、そういう体験をした人、それから間を5年10年過ぎてそれを振り返っていただくというのも、いやあ時代に合わせてこういうことも必要じゃないかという提案色素がすごく幅が広がるんじゃないかと、こういうふうにも思ったりもするんですけども、教育委員会といますか、何か縦割りとか、そんなような形で、ちょっとこういうこともあってもいいかなあとか、さまざまあるのかもしれませんが、通告にないのでまことに失礼かとは思いますが、感じるがありましたらお聞きしたいと、こう思います。

○教 育 長 通告にありませんので、ちょっとあれですけども、教育委員会の場合には、主事を経験した人が、またやがて社会教育のほうに戻ってきて活躍してくれるということがありますので、それはそれとして有効に働いていただいているというふうには思っております。

○1 番 (高橋 昭夫) それでは次の質問に参りたいと思います。お願いします。

私は、有線放送で、その職人の取材を多くの人にすることがあります。石がけ、石職人というんですけど、それからカヤぶき、それからおけ屋さんっていうのもありましたし、もちろん左官屋さん、大工さん、それから板金屋さん、屋根屋さんは、もう渡場で亡くなってしまいました。そういうつれづれの皆さんが、もう本当になくなってしまいます。それ、そのことを思いますと、やはり、まあ職人、これは時代が変わればそういうものよと、こう割り切れば、そういう思いもあるかもしれませんが、しかし、職人それぞれの、これ、内容は後でお聞きしますが、村誌にも、今度、幾年か前に発行のされたものもちょっと見てみますと、余り紹介されていないのかなあ、ちょっと私はそう思っただけ見させてもらいました。しかし、何百年も培ってきた伝統文化を、それがなくなってしまうということは、私は村の宝をなくすという意味、これは、やっぱり時代は変わっても、そういう手の文化、特に木造建築やなんかは、歴史は繰り返すということで、今プレハブやなんかのうちは多いですけども、それを一旦建ててみて、やはり木造の家の美しさ、あるいはよさ、そういうものは感じることでありますから、ちょっと深く考え過ぎかもしれませんが、その職人の意気、そういう現状とか、そういうものの伝承というものがすごく大事じゃないかと、こう思います。

それで、質問の題は「地域伝統文化の伝承 職人をどう守るか」と、こういう形でお伺いをしたいと思います。

危機状態にあると今申しましたけれども、この職人の職種、中川村の職人の現状、どう把握されているかお聞きしたいと思います。

○振興課長 私のほうからお答えをさせていただきます。

今1番議員がおっしゃられたとおり、職人といいましても大工さん、左官さん、瓦、

塗装、畳、建具、先ほど言われました石屋さんですとか、過去にはおけ屋さんだとか、そういったさまざまな職種があったかと思えます。

また一方、竹細工ですとか家具や漆、ガラスなどの伝統工芸の職人まで、そういう幅広いわけであります。村内の職人の皆さんのそういった状況については、ある程度は承知をしておるつもりでございますけれども、正確には把握していないというところが現状であります。

お話がありましたように、時代とともに、その建築物の建築様式や工法が大きく変化する中で、そういった技術を生かす、要する、生かす仕事はだんだん減ってきているという中で、職人さんの人数が減っているという現状で、いずれにしても、その仕事がなければ、その業として続けていけないという厳しい現状にあるというふうに捉えております。

しかし、一方で、今お話がありましたように、最近では、その住宅のリフォーム、改修であったりとか、そういったニーズも増えておりまして、こうした現場では職人の技術が生かされるケースも多いのではないかとこのように思っております。

一方、中川村では、いわゆるその伝統工芸のようなものはございませんけれども、村に移住をして家具やガラス、陶芸、額縁、小物など、新たなその工房を始めた工芸家も多いところであります。そういった方々も、これからの新たなそういった個人でやっていく職人さんというような捉え方しております。

いずれにしても、それで生計を立てていくということは厳しい面も多いかと思えますけれども、今後のさらなる活躍に期待をしているところであります。

○1 番 (高橋 昭夫) 村長は、中川村の持つ魅力、可能性、特徴を大切に生かすことが中川村に最も適した発展につながるとよく言われてまいりました。職人の、これは重要性あるいは時代変化の対応を指すのじゃないかと私は思っております。幸い村外から今でいう職人の方、大工さん、あるいは建具さん、そういう皆さんも来られます。大変うれしい、よいことだと思いますし、目を向けていただくことを期待したいわけですが、村内で永年、この携わってきた、先ほど申し上げました培ってきた伝統文化を持つ技能がある方、この職人の方の減少というものが大変早いと、それで、その気分、気分的っていうか、その意識的な形で、我々もそうなんです、その職人の、その職人さんのその手腕が評価されないっていう、何でも早く見たところがよければいいというような形のもの、そういう流れもありますから、その評価されない、あるいは評価しない動きがあるという、そういうことを言われる方がおいでになります。やっぱり職人、先ほども村誌にもありませんでしたけれども、やはりそういう内容を奥深く知ることが美しい村というかのもつづえにつながっていくんじゃないかと、こういうふうに思うわけであります。

総務課で、これちょっと通告にないんでありますが、小規模工事受注希望者登録者、つまり何かっていうと、行政がご努力をなされて、自分はこういう仕事を持っているんだという形のを登録をすれば、何か問い合わせがあったときに紹介ができると、あるいはみんなで力を保って前進をしていくという意味において、そういう登録者

制っていうか、そういうものがあると聞いておりますし、ちょっと私も若干教えていただきましたが、3人ほどだけれども、その登録者云々っていうのは、もう相当前から進められているんですよ。それがまことに少ないっていうこと、現象なんですよけれども、これ、なぜ入らないのかっていうふうな形は、通告がないから無理でしょうか。もしあれば教えていただきたいと思えます。

○振興課長 今お話のありました小規模工事の、その登録の制度でございますが、これ、一応村が発注する工事に対して参加していただく、お願いできるためには、村のほうにそういった一般の事業者についても入札参加の登録申請をしていただいて、適当な事業者ということであります。あくまで、やはり公共事業ということで、誰でもというわけにはいきませんので、一定の申請をしていただいた方をお願いしておるということであります。

今お話にありましたように、現在登録されている事業者さんは3社であります。このことは、毎年、上伊那の建設労働組合の中川分会という組織がございまして、毎年、総会にも村もご招待いただいております、その場でもぜひ村の工事を発注するには登録をいただかないとということでお話をしてございますが、なかなか登録が進んでいないという現状でございます。その要因が何なのかということはあるかもしれませんが、また引き続き、ぜひ登録していただいて、村の工事も発注できるようにお願いをしてみたいと思っております。

○1 番 (高橋 昭夫) 今のお話のなぜ加入をしないかというようなことを職人の皆さんにお聞きしてみました。そうした帰ってきた言葉ですけども、手続が大変大変だって言われました。それから充て職が多いという、入ってもいいんだけども充て職があるというような形のことを重く聞かせてくれたことがあります。手続が大変、あるいは充て職、そういう改善といえますか、できるだけ多くの方が入って、村としてもそういう人が働いてくださることは活性につながりますが、手続大変、何とかならないものでしょうか。改善の余地はないでしょうか。お聞きしたいと思います。

○振興課長 先ほど申し上げた村の公共工事の、その発注に関する登録申請というのは総務課の財政係のほうに届け出をしていただくものであります。それと、その建設労働組合の会とはちょっと違います。その村の小規模工事の事業者の登録については、さほど面倒な手続ではないかというふうに思っております。村のほうも一応50万円未満の簡易な修繕工事等ということでございますので、そのお願いできそうな、登録していただければお願いできそうな工事があれば、担当課のほうでもそんな点は配慮して発注をしていくということになるかと思えます。

充て職と言われたのは、もしかしたら、その建設労働組合のほうの組織のほうの役員とか、そういうことかと思えます。

村のほうの登録に関しては、そういった組織、そういう充て職とか、そういったことはございません。

○1 番 (高橋 昭夫) 大変熱心な大工さんが聞かせてくださいましたもので、あえてお聞きしたと、こういうことであります。

上伊那の建設労働組合、郡内 840 人という数字があります。中川村での俗に言われる一人親方と言われる皆さん、入会者 19 人、じゃあこういう数字ですかというと、先ほど申したように入るといふもろもろの理由を持たれて入会をされていない方もおられるかもしれませんが、19 人おられると、高齢化や住宅流行の変化で従来工法が失われ職人減少が急激に進んでいるということでもあります。こうした状況の中で、村内職人、職人を守るって、先ほどもちょっとお声をいただきましたけれども、私は、やはり何かの策を練るっていうか、そういうことを期待したいし、この減少する職人について、この村のレベルっていうかなあ、そう言ってもとは思いますが、村のレベルで何かサポートすることができないかと、こう思うわけです。それには、やはり職人の皆さん、今 16 っていう数字がありましたけれども、そういう職人の皆さんを何かの形で集まっていたらいい、とにかく従事する人たちの、そこに悩みというか、希望はもちろんありますけれども、仕事がないとか、あるいは先ほどの説明のようにお金にならないとか、いろいろ理由はあるかと思えますけれども、その本意をやっぱし声としてみんなに集まっていたらいい聞くというようなことは、私は、この職人の人たちに目を向ける、心を寄せる、我々が、そういう根源として大変大事じゃないかと思えますけど、その辺はいかがでしょうか。お聞きしたい。

○振興課長 建設労組の、その組織に入る入らないという、入るかどうかということはそれぞれの個人の意思によるところかと思えますけれども、先ほども申し上げましたように、今現在 19 人ということでもありますけれども、中川、その建設労組中川分会の総会には毎年村もご招待いただいて、理事者も含めて、担当も含めて出席をさせていただいております。そんな場でもいろいろ意見交換やら今の現状もお聞きをする機会を持っているというふうに思っております。

今、分会、その建設労組のほうに入っていらっしゃらない方もいらっしゃいますけれども、この組織は、やはり個人事業主で一人親方でやっている皆さんっていうのは、その福利厚生の中でも保障がないという中で、この会に入って、そういった面でも恩恵を受けるといふこともございますので、この分会の総会でも申し上げておりますが、ぜひお互いに村内でそういう職を持っていらっしゃる皆さん、そういったところに入っていて、いろいろ意見交換をしたり、意識共有をしていただいたり、建設労組のほうでは、毎年刃物の包丁ですとか、そういった研ぐボランティアですとか、中学校の技術家庭科で子どもたちにそういう技術の指導をするとか、そういった取り組みをしながら自分たちの職の PR もしていただいておりますので、ぜひそういったところにもご参加いただいて、一緒にやっていただくということが必要かというふうに感じております。

○1 番 (高橋 昭夫) 古くから培われてきた職人の伝統技術は村の貴重な財産だと私は思います。今もいろいろ説明ございましたけれども、建築技法が大きく変わって、また時代も変化し、暮らしの様相も大きく変化しているという、そういう中でもありますので、何となくとも、その消衰ごとか、いや、そうじゃない、新しい建築っていうか、建設、そういう技法が開拓されていることは当然でありますけれども、従来の向

きのものの伝統技術は、先人っていいですか、職人の技っていうもの、これをやはり何かの形で、記録とか資料、収集するというような形で、やっぱし利得っていいですか、すごく私は大事なことです。今後の伝承に備えることが重要な急務かと思われま。社会教育の視点から教育委員会の今後の考え方といいですか、その辺がもし伺いでければお聞きしたいと思います。

○教育長 ただいまのお話をお聞きする中で、なかなか難しい部分があるということに改めて教えていただいているわけですが、一般的に職人というふうに言われる方は少なくなりましたけれども、中川村に関係する職人の方も建築、土木、工芸、生活用品などの技術者として今もいらっしゃるわけがあります。また、多岐にわたる分野でありまして、素材の調達、加工、製品利用など、独特な技術を伝承している、そういう方もおられるというふうに思います。

いずれにしても、現在の状況を調べ、これらの技術者のご協力が得られますならば、分野別に対策といいですか、早期にできるところから取り組むことは大切ではないかなあというふうには考えております。

教育委員会のほうでは、現在まで郷土芸能、それから年中行事、また現在は郷土食というような講座を続けておりまして、そのまとめ等にも取り組んでいるところでもありますけれども、そういうような、その続きのこととして考えていくことができるかなというところでございます。

○1 番 (高橋 昭夫) 過日の教育委員会と議会との懇談といいですか、そういう機会がありましたけれども、その中のご説明の中に、特別教育、道徳の科目という、そういう中にですが「我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心を持つ」これは 5・6 年生の学習という中でうたわれております。

ある村では、「村の衣食住や文化を裏方として支える職人さんの話を聞く 伝えたい職人の技あれこれ」っていう、こういう講座を開いてやっているところもあるようがあります。

なかなか縁遠いというか、何かのきっかけがないと、職人っていう、それは本当に感じとれないのが実態かもしれませんけれども、そうした講座のようなものを持って、持たれて、特に、やはりこれからをなす子どもたちにもそういう一面を大いに感じてもらう、そのためには、そういう機会の中で、その職人さんのその話を聞くっていうようなことも、子どもたちの目でいけば大変好奇っていうか、好奇心が、興味が高いんじゃないかと、今お話ありましたように、職人の技もありますけど、その道具たるや、今、鋼が薄くて、今はもう使ったら捨て、捨てるようになってはいますが、昔のものというのは重厚で、大変、その中側が見えないもんで我々は感じませんが、もう捨てがたいし、これは何とかしなきゃいけないっていうのも想像されるし、それは実態だと思います。そういうような形のものに、手に触れたり、話をお聞きするということは、子どもたちが、これからをなす子どもたちが、ああ、こういうことがあったんだよというような形においては、大変実り多い、そういう機会になるんじゃないかと思えますけれども、そんな点、ちょっと感じたことですが、何か、まあ前向きに

- 検討していただきたいという思いではありますが、一言あればお聞きしたいと思います。
- 教育長 現在、キャリア教育ということで、そのコーディネーターのほうで地域に住む活躍している皆さんのところをインタビューなどをしまして、お仕事新聞というような形で学校に配っていただいているということがございまして、そういうような、その継続としまして、伝統技術等を持つ皆さんへのインタビュー等も進めていくことがあろうかというふうに思います。
- 1番 (高橋 昭夫) いろいろお話を、質問でお答えをいただきました。
- 田舎暮らしのあの美しさ、ここは、中川村は美しい、日本で最も美しい村ということになっておりますが、田舎暮らしの美しさというのは、そういう素朴な、あるいは表に見えない向きのものに真味あって、そのものは奥深くて簡単には消えるものではありません。しかし、一旦消えると、職人の皆さんにお聞きしますけれども、これ、一旦消えたら、もう再起はないだろうと、こう言われております。特に今危機になっているのは、いろんな職種の中で、板金じゃなくて左官屋さんが本当に危機の状況だということを言われております。中川村らしさ、本当に大事だと思いますし、その職人の技の尊さを私どもは忘れてはならないし、その継承、伝承、職人を守るという意気を今後の中に、どうか心に強く持っていて、そのお立場の係の皆さんは前向きのご努力をお願いしたいと思います。
- 以上で私の質問を終わります。
- 議長 これが高橋昭夫議員の一般質問を終わります。
- 以上で本日の日程は全部終了しました。
- 本日は、これで散会とします。
- ご苦労さまでございました。
- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午前10時28分 散会]